


監査委員公表第1号


地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月25日

伊根町監査委員 森下 繁之 

伊根町監査委員 和田 義清 

伊根町議会議長 佐戸仁志 様
伊根町長 吉本秀樹 様

伊根町代表監査委員 森下 繁之 

伊根町監査委員 和田 義清 

財務監査（定期監査）結果報告について（提出）

伊根町監査基準に基づき実施した財務監査（定期監査）の結果報告を、
地方自治法第199条第9項の規定により提出する。

（検査の詳述）

- 1 検査の対象
跡地活用事業
- 2 検査の時期
令和8年3月25日
- 3 検査の実施内容
検査の対象となった事業について、計数は正確か、法令に準拠して行
われているかに主眼をおき、関係書類等の検査を実施した。
- 4 検査の結果
関係書類等の内容を審査した結果、書類等の作成は法令に準拠し、正
確に作成されており、最少の経費で最大の効果を挙げるように取り組み
られている。